

高槻市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古紙、あき缶などを共同して集団で回収することによって、ごみの減量及び再生資源の有効利用を図ることができる集団回収活動を奨励するために、集団回収実施団体に回収奨励金を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 集団回収奨励金を交付する団体は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布類、あき缶類等を回収対象品目として、再生資源の集団回収活動を定期的に行っている市内の非営利団体。
- (2) 団体の会計報告書などにおいて、集団回収奨励金の報告ができる団体。
- (3) その他、市が行う減量化、再資源化の促進などの施策に協力できる団体。

2 前項に該当し、集団回収奨励金の交付を受けようとする団体は、毎年市が定めた期間内に高槻市再生資源集団回収団体登録申請書（様式1）により登録を行わなければならない。

3 前項で登録を行った団体は、その内容に変更があるときは、高槻市再生資源集団回収団体登録変更届出書（様式3）により、届出を行うこと。

(回収奨励金の額)

第3条 年間の奨励金の額は、再生資源の回収量に応じて以下のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

- (1) 再生資源の回収量が年間で1トン未満の場合

再生資源回収量1キログラムにつき5円を乗じた額とし、上限を5,000円とする。

- (2) 再生資源の回収量が年間で1トン以上の場合

再生資源回収量1キログラムにつき0.5円を乗じた額に、10,000円を加えた額とし、上限を160,000円とする。

2 再生資源の回収量については、対象年の1月から12月までの回収量の合計とする。

3 奨励金の算定にあたって、奨励金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(奨励金交付申請)

第4条 再生資源集団回収奨励金の交付を受けようとする団体は、次の書類を添付して、市長が定める期限までに申請するものとする。

- (1) 再生資源集団回収奨励金交付申請書（様式2）
- (2) 回収業者発行の計量伝票（ただし、原本に限る。）
- (3) 集団回収奨励金の交付を受けたことのある団体については、前年度の会計報告書の写し。
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

(交付)

第5条 前条の規定による申請があった場合、市長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体に対して奨励金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行し、平成13年6月1日からの回収について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月10日から施行し、平成16年1月1日からの回収について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年1月1日からの回収について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年1月1日からの回収について適用とする。

附 則

この要綱は、平成27年9月21日から施行し、平成27年1月1日からの回収について適用とする。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。